日本法教育研究センター

名古屋大学

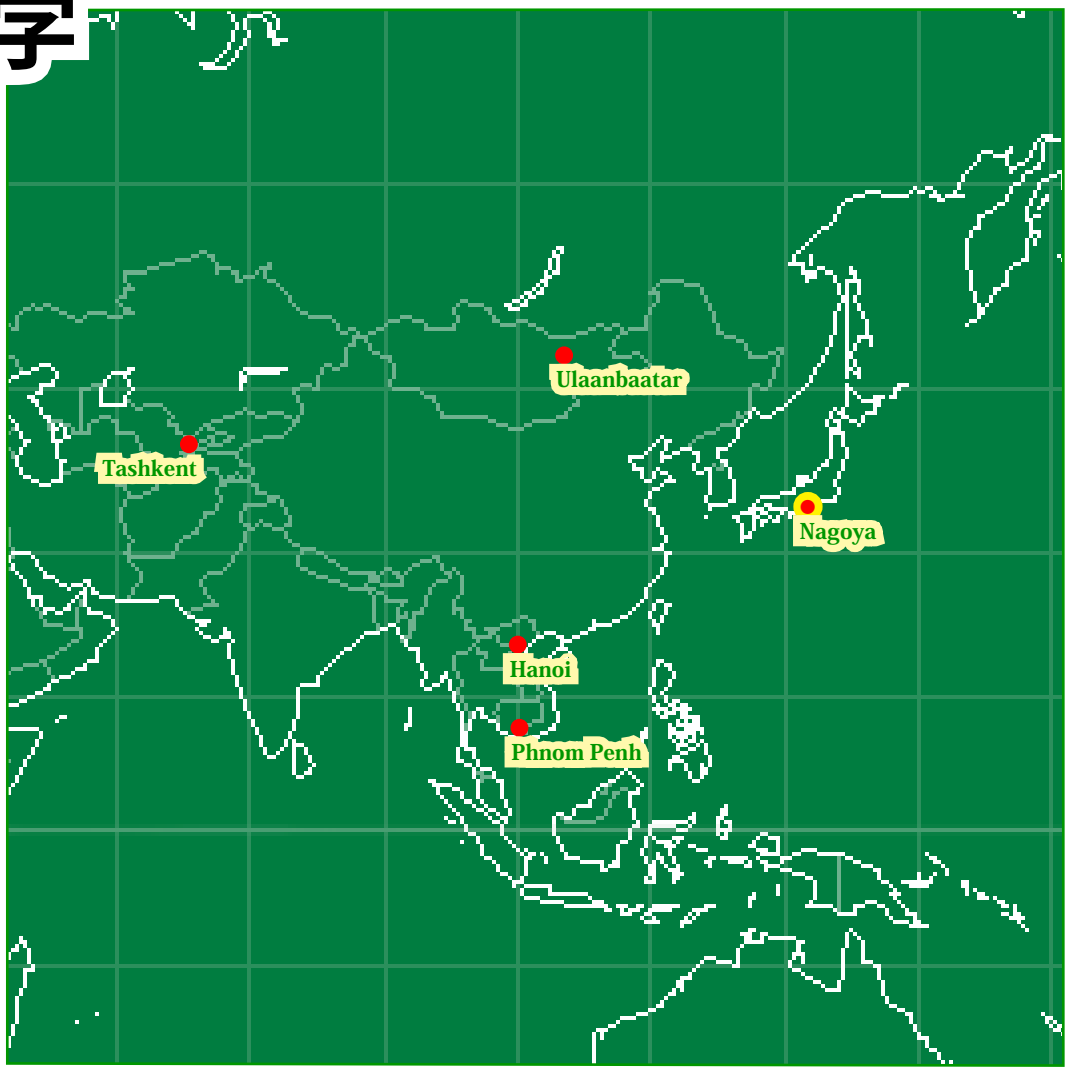

名古屋大学とアジアとの結びつき

名古屋大学は、総合大学として約 70 年の歴史をもち、「自由闊達」を学風とし、21 世紀の社会を支える「勇気ある知識人」の育成をめざして教育・研究活動に取り組んでいます。

とりわけ、国際交流・協力事業は、名古屋大学が力を注いでいる活動の一つです。2008 年 5 月現在、世界 99 カ国から 2,000 名を超える留学生・外国人研究者等を受け入れており、留学生の約 8 割、外国人研究者等の約半数が、アジア諸国の出身です。また、ハノイ法科大学（ベトナム）、王立法経大学（カンボジア）、モンゴル国立大学（モンゴル）、タシケント国立法科大学（ウズベキスタン）をはじめとする 244 の大学・研究機関との間で学術交流協定を結んでいます。

名古屋大学は、このように、アジア諸国との深い結びつきを有しています。

日本法教育研究センターの使命

法整備支援と人材育成

名古屋大学大学院法学研究科は、1998 年より、市場経済への移行など経済的・社会的改革を進めるアジア諸国に対する法整備支援事業に取り組んできました。こうした体制移行国では、時代に合った法学教育や体制の確立が遅れ、法の運用に実際に携わる人材が不足しています。これに対し法学研究科では、実際の立法・行政活動に携わる実務家や、次世代の法律家を育てる研究者を養成するため、これらの国々から多くの留学生を受け入れて教育を行なってきました。

従来の留学生教育の課題

いままで法学研究科が行なってきた留学生教育の特徴は、「英語による日本法教育」という点にあります。語学教育も充実していない体制移行国の出身者に対して教育するため、学生と教員の双方が使える言語としてやむを得ず選択したという面がありますが、修了者からは多くの研究者・実務家が生まれており、その成果は高く評価されています。今後も「英語による日本法教育」を引き続き行ってまいります。

しかし、一方で、日本法教育を英語で実施することの困難さも次第に明らかになってきました。まず、英語で書かれた日本法に関する文献が限られているため、研究指導が難しいことが挙げられます。

また、法律が改正された場合でもその英訳がなかなか入手できないとか、それを前提にした英語文献ができるまで

名古屋大学

- 運営統括部
  - 法政国際教育協力研究センター長（運営委員長）
  - 法学研究科長（副運営委員長）
  - 各部責任者
- 各国運営部
  （モンゴル、ウズベキスタン、ベトナム、カンボジア）
- カリキュラム開発部
- 教材開発部
- 事務部
- 国際交流委員長

現地の大学

- タシケント国立法科大学
- モンゴル国立大学法学部
- ハノイ法科大学
- カンボジア王立法経大学

◀日本法教育研究センターの運営組織図

に相当の時間がかかるという問題もあります。学生側からの需要が多い先進的な法分野ほど実定法の変化が速いため、研究指導に深刻な影響が生じることになります。名古屋大学が協力している法令英訳プロジェクトは、やはりこの問題に応えようとするものでもあります。

そもそも法律がそれを運用する人々を含めたシステムであることを考えれば、背景にある社会、文化、言語などを理解することなしに法律を理解することはできないのではないか、という理念的な問題もありました。日本語により、日本法と日本社会を知ることのできる専門家の養成が求められるようになってきたのです。

日本法専門家の育成

こうした課題を克服するために、名古屋大学は、文部科学省の助成を得て、**日本法教育研究センター**を開設しました。それは、「日本語による日本法教育」を実現するため、体制移行国の現地大学と協力して日本語・日本法の教育を行なうための組織です。

日本法教育研究センターは、日本の社会、文化、言語、そして日本法を理解できる専門家を、組織的かつ継続的に育成することを、その使命としています。

日本語による日本法教育

Step1　日本語教育

日本法教育研究センターでは、現地大学の講義と並行して、日本語と日本法の教育を行います。

まず、学部入学と同時に日本語の学習を開始します。その大学のカリキュラムに応じて４年間ないし５年間で日本語能力試験１級・２級程度の語学力の習得をめざします。この講義は、現地に派遣された日本人講師と現地で採用された講師が担当します。

▼教育プロセスのイメージ図

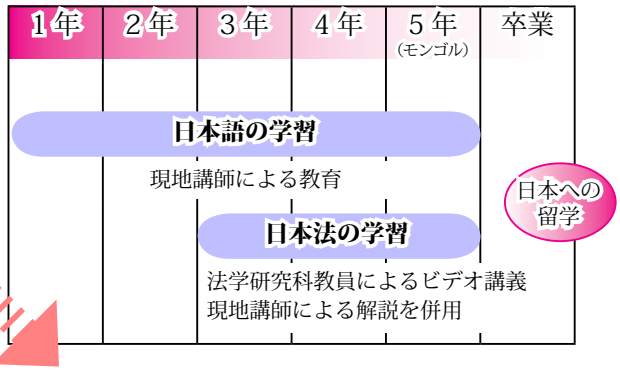

日本法入門カリキュラム

日本について・日本史概略・法制史・戦後史・法社会学・法曹制度・比較法原論・法情報論・憲法統治構造・民法・商法・刑法・裁判制度（民事・刑事）・新しい法分野（労働法・経済法・知財法など）

日本の大学における外国法８単位程度の内容。

Step2　日本法入門

続いて、日本語による日本法の講義を行ないます。法学部教員によるビデオ講義をもとに現地講師による解説を受講し、年に数回の現地スクーリングを行い、日本法の構造や特徴に関する総合的な理解をめざします。

さらに名古屋で行われる夏季セミナーへの参加を通じて、日本社会を実際に体験します。

▲ウズベキスタンでの現地スクーリング

Step3　名古屋大学への留学

センターの課程を終えた者の中から、名古屋大学大学院法学研究科への留学生を優先的に選抜し、日本法に秀でた研究者・高度専門人を養成します。

名古屋大学は、日本語・日本法の十分な知識と理解を持つ専門家を、組織的・継続的に養成する拠点になることを目指します。

現地における研究拠点として

日本法教育研究センターは、現地学生の教育以外にも以下のような役割を担います。

- 現地の法・政治に関する情報を収集する。
- 日本から現地に向けた情報発信の拠点となる。
- 日本と現地との間での共同研究を推進し、コーディネートする。

法学研究科とセンター設置大学の間だけではなく、本学の他の研究科、さらには他の支援機関・研究機関と現地の協力体制を推進するために貢献することも目標とされています。

海外に展開する４つのセンター

日本法教育研究センターは、名古屋大学に本部を置き、タシケント国立法科大学（ウズベキスタン）、モンゴル国立大学法学部（モンゴル）、ハノイ法科大学（ベトナム）、王立法経大学（カンボジア）のそれぞれにセンターを設置しています。各センターでは、それぞれの大学に所属する学部学生が日本語及び日本法を学んでいます。

タシケント国立法科大学 日本法教育研究センター

2000年　8月 2日　名古屋大学法学部と部局間協定締結
2006年　6月 6日　名古屋大学と全学協定締結
2005年　9月 7日　日本法教育研究センター開設

モンゴル国立大学法学部 日本法教育研究センター

2000年　4月13日　名古屋大学法学部と部局間協定締結
2006年　7月20日　名古屋大学と全学協定締結
2006年　9月 7日　日本法教育研究センター開設

ハノイ法科大学 日本法教育研究センター

1999年 12月14日　名古屋大学法学部と部局間協定締結
2007年　9月 7日　日本法教育研究センター開設

カンボジア王立法経大学 日本法教育研究センター

1998年　1月 9日　名古屋大学法学部と部局間協定締結
2008年　9月 5日　日本法教育研究センター開設

アジア体制移行国

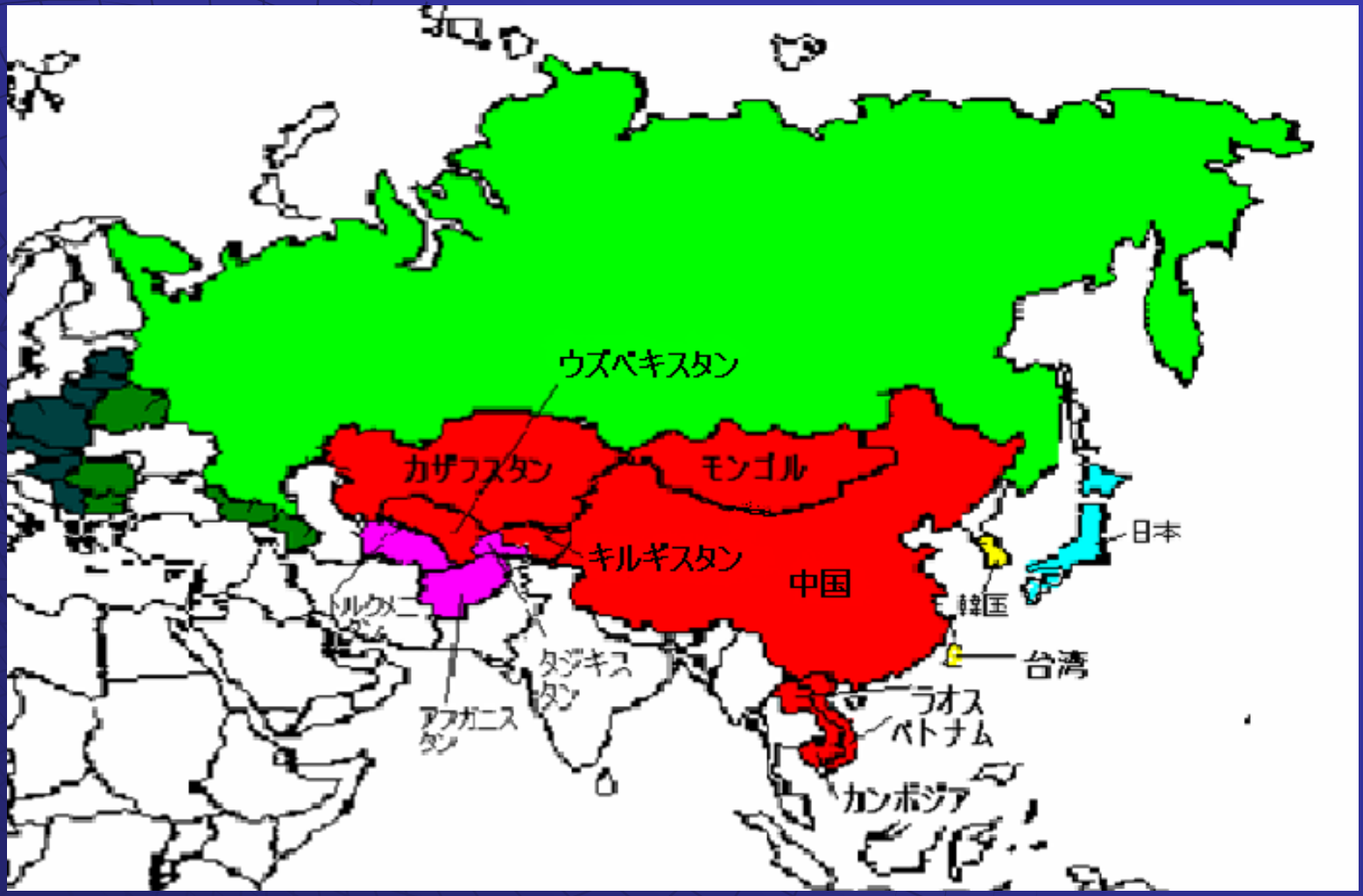
ウズベキスタン
カザフスタン
モンゴル
キルギスタン
中国
日本
韓国
台湾
ラオス
ベトナム
カンボジア
タジキスタン
アフガニスタン